

食品安全委員会第 433 回会合議事録

1. 日時 平成 24 年 5 月 31 日（木） 13：58～14：14

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「エトフメセート」に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ GHB119 系統」に係る食品健康影響評価について

(2) 食品安全関係情報（5 月 3 日～5 月 18 日収集分）について

(3) その他

4. 出席者

(委員)

小泉委員長、熊谷委員、長尾委員、畑江委員、廣瀬委員、村田委員

(事務局)

栗本事務局長、本郷事務局次長、井原総務課長、坂本評価課長、北池勸告広報課長、
新本情報・緊急時対応課長、篠原リスクコミュニケーション官、高山評価情報分析官、
前田評価調整官

5. 配付資料

資料 1－1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<エトフメセート>

資料 1－2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
<除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ GHB119 系統>

資料 2－1 食品安全関係情報（5 月 3 日～5 月 18 日収集分）について

資料 2－2 食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

6. 議事内容

○小泉委員長 少し早いようですが、お揃いのようなので、ただ今から「第 433 回食品安全委員会会合」を開催いたします。

本日は 6 名の委員が出席です。

それでは、お手元でございます「食品安全委員会（第 433 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○井原総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は 4 点でございます。

資料 1-1 が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料 1-2 が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 2-1 が「食品安全関係情報について」、資料 2-2 が「食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報」でございます。

不足等ございませんでしょうか。

○小泉委員長 よろしいでしょうか。

続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○井原総務課長 事務局において平成 24 年 4 月 5 日の委員会資料 7 の確認書を確認いたしましたところ、本日の議事について、同委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○小泉委員長 確認書の記載事項に変更なく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

（1）食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

○小泉委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について」です。農薬 1 品目、遺伝子組換え食品等 1 品目に関する食品健康影響評価についてです。

まず、農薬に関する食品健康影響評価についてです。

本件につきまして、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

事務局から説明をお願いいたします。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料 1-1 に基づきまして御説明いたします。

資料 1-1 の 8 ページをお願いいたします。

8 ページの下の方に、7. といたしまして開発の経緯がございます。このもの、エトフメセート

は除草剤の一種でございまして、記載は次のページになりますが、ポジティブリスト制度の導入に伴う残留基準が設定されているものでございまして、今般、新規にてんさいについて農薬の登録申請がなされたということでございます。

資料を少しおめくりいただきまして、31 ページをお願いいたします。

31 ページでございます（4）発生毒性試験（ウサギ）、こちらの試験の成績が ADI の設定根拠となっております。この試験では胎児で骨化遅延が認められておりますが、催奇形性は認められておらず、胎児の無毒性量は 30 mg/kg 体重/日と考えられているところでございます。

資料をさらにおめくりいただきまして、33 ページをお願いいたします。

33 ページから、ローマ数字のⅢ. といたしまして食品健康影響評価がございまして、このものの投与によります影響は、主に体重、肝臓に認められております。神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、それから遺伝毒性は認められていないということでございます。暴露評価対象物質につきましては親化合物のみということでございます。ADI は、先ほど御説明しましたウサギの発生毒性試験の成績に基づきまして、記載は、33 ページの下の方から 34 ページにかけてですが、0.3 mg/kg 体重/日と設定されているものでございます。

この資料の最後のページをお願いいたします。

本件につきまして、5月25日までの30日間、御意見・情報の募集を行いましたところ、御意見等はございませんでした。

本件につきましては、専門調査会の結論をもちまして関係機関に通知をしたいと考えております。説明は以上でございます。

○**小泉委員長** ありがとうございます。ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちエトフメセートの一日摂取許容量を 0.3 mg/kg 体重/日と設定するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○**小泉委員長** 続きまして、遺伝子組換え食品等に関する食品健康影響評価についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。事務局から説明をお願いいたします。

○**坂本評価課長** それでは、お手元の資料 1-2 に基づきまして御説明いたします。

資料 1-2 は、除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ GHB119 系統に関します遺伝子組換え食品等評価書でございます。

こちらの資料の 5 ページをお願いいたします。

5 ページの上の方にローマ数字のⅠ. といたしまして評価対象食品の概要がございまして、このも

のは、改変 PAT タンパク質、それから Cry2Ae タンパク質を発現することによって、除草剤グルホシネート及びチョウ目害虫による影響を受けずに生育できるとされているワタでございます。

ローマ数字のⅡ. の食品健康影響評価につきましては、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づく評価が行われております。

6 ページの下の方に、6. といたしまして安全性評価において検討が必要とされる相違点に関する事項という項目がございます。こちらにございますように、宿主との相違点は、改変 PAT タンパク質及び Cry2Ae タンパク質の発現でございまして、このものの安全性評価においては既存のワタとの比較が可能であると判断されているものでございます。

資料をおめくりいただきまして、17 ページにローマ数字のⅢ. といたしまして食品健康影響評価結果という項目がございます。結論といたしましては、評価基準に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断されたものでございます。

この資料の最後から 2 枚目をお願いいたします。右上に参考とあるページでございます。

本件につきまして、5 月 25 日までの 30 日間、御意見・情報の募集を行いましたところ、御意見等はなかったということでございます。

最後に変更点がございますが、記載の整備、誤記修正でございます。

本件につきましては、専門調査会の結論をもって関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして御意見、御質問ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成 16 年 1 月 29 日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断したということでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

（2）食品安全関係情報（5 月 3 日～5 月 18 日収集分）について

○小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全関係情報（5 月 3 日～5 月 18 日収集分）について」です。

事務局から報告をお願いいたします。

○新本情報・緊急時対応課長 それでは、お手元の資料 2-1、2-2 に基づきまして御報告いたします。

資料 2-1 は、この期間に収集した情報件数の概要ということで、157 件の収集件数となっております。

続きまして、資料 2-2 をごらんください。

収集したハザードに関する主な情報ということで、今回はドイツ連邦リスク評価研究所 (BfR) が公表しました「“天然”は必ずしも“安全”を意味しない」という件について御報告いたします。

本文の 3 行目からになりますけれども、過去数年間、新しい植物を食品、特にサプリメントに使用する機会がふえてきた。さらに、かつて利用され、今は忘れられた植物が再度見直されているということでございます。見直されている植物の健康効果は、その主成分以外の成分、要は微量な成分ということかと思いますが、その成分に基づいていると言われている。しかしながら、こういった成分、健康効果が期待されるような成分の濃度、あるいは抽出物や調製品に含まれる、この成分以外の別の物質次第では毒となる可能性があるということで、「多くの場合、食品に含まれる植物及び植物調製品は、市販前に当局による安全性評価を受けていない」ということでございます。

BfR においては、特に食品に使用されたときにリスクを生じる可能性がある植物の安全性評価について科学的な冊子をまとめたということでございます。

少し飛びまして、欧州食品安全機関 (EFSA) は、サプリメントに含まれる植物及び植物調製品の安全性評価に用いるガイドラインを公表している。このガイドラインをもとにして BfR は、今回以下に示す 16 種の植物の安全性評価を実施したというものでございます。BfR は、食品の材料として使用したりした場合にリスクを生じる可能性がある植物、さらには薬理もしくは向精神作用を有する植物も評価したということで、具体的に以下の 16 種の植物について安全性評価を行ったということでございます。①番のクコのようなものから、あと⑩番のトリカブトといったものがございます。⑮番、サルビアとありますけれども、これは花壇にある赤い花のサルビアとは異なりまして、*Salvia divinorum* と申してドラッグ系のもののようにございます。

これらについての詳細については下のほうにございますけれども、科学的冊子として全 311 ページ、ドイツ語でホームページに出ているということで、URL を下に示してございます。

裏をごらんください。

関連情報といたしまして、一番上は EFSA のほうの安全性評価の手引ということで、BfR が参考にしたものでございますけれども、ここでは評価に必要なデータや評価の手法、評価の方法についての手引という内容になってございます。

2 つ目の EFSA の出した EFSA 植物学概論、これは植物に含まれる懸念物質について、植物名のアルファベット順に一覧にしたもののようにございます。

3 つ目は、台湾の当局のほうで山菜の誤食による食中毒の発生を受けた注意喚起ということで、ノボロギクを誤って食べたということで、それに対する注意喚起ということで出しているものでございます。

次に国内の関連情報でございますけれども、1 つ目が、食品安全委員会が食品安全確保総合調査として行いました「緊急時に対応するために実施する各種ハザードに関する文献調査」ということで、22 年度の調査事業の報告書でございますけれども、この中で植物性自然毒（毒きのこ、高等植物）、動物性自然毒各種について毒性情報や中毒症状、あるいは検査法、治療法などの情報をシートにして整理したものをホームページにアップしているところでございます。

2つ目は厚生労働省におきます自然毒のリスクプロファイルということで、毒性情報に加えまして、その植物の画像や中毒の事例、患者数、あるいは中毒防止対策についてリスクプロファイルという形でホームページにアップしてございます。

3つ目は、独法の国立健康・栄養研究所におきます健康食品の素材情報データベースといたしまして、健康食品に利用されている素材について、各種植物の安全性なり有効性に関する知見、参考文献が掲載されているものでございます。

4つ目は、国民生活センターがリーフレットとして出している啓発資料でございます。

最後が東京都のほうで出している、山菜と間違えやすい有毒植物の見分け方ということで、画像とともに見分けるための特徴を掲載したものが出されてございます。

報告は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして御質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

○村田委員 質問ではないのですが、おもしろそうな報告だと思います。これ、ドイツ語だけということなのですが、後ろのほうにそれ以外の参考の場所がいろいろ書いてありますけれども、どの辺を見れば、この内容に相当するようなものがあるのでしょうか。

○新本情報・緊急時対応課長 ドイツ語の本体のほうですけれども、この中では評価手法について書いてございます。それはEFSAのものを参考にしたということでございますが、そのEFSAの評価の参考資料としては、一番上の手引書で、そういった具体的な評価の方法なりデータ、こういったものを使うかということは参考になるかと思えます。

あと、裏の2つ目のEFSAの植物学概論の中でも、植物名がたしか1,000以上あったかと思うんですが、それぞれに含まれる懸念物質と参考文献ということが記載になってございますので、詳細な評価まで至っておりませんが、どういう植物にどういう懸念物質があるかということを知る上では参考になる資料ではないかというふうに思います。

○村田委員 分かりました。どうもありがとうございました。

○小泉委員長 よろしいですか。ほかに御質問ございませんか。よろしいですか。

○長尾委員 ここのドイツのリスク評価研究所の、このリストは、特に植物は、いわゆる漢方的に使われているものもあるし、非常にいいリストだなと、いいセレクションをしているという印象です。普通の人はそう簡単には手に入らないかもしれないけれども、いろいろな意味でちゃんとやられているなと思いました。

○小泉委員長 ほかに何か御質問ございませんか。

最近日本でも、このトリカブトによる死者が出ておりますので、重要な 16 種ではないかと思えます。

よろしいでしょうか。

(3) その他

○小泉委員長 ほかに議事はございますか。

○井原総務課長 特にございません。

○小泉委員長 それでは、早いのですが、本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。

次回の委員会会合につきましては、来週 6 月 7 日木曜日 14 時から開催を予定しております。

また、あす 6 月 1 日 14 時から「農薬専門調査会幹事会」が公開で、来週 4 日月曜日 14 時から「微生物・ウイルス専門調査会」が公開で開催される予定となっております。

以上をもちまして、第 433 回食品安全委員会会合を閉会といたします。

どうもありがとうございました。